

令和4年度白鷹町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

令和4年4月1日

(目的)

第1条 高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納の推進を支援する事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「運転免許証」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 「自主返納」とは、法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対して全ての運転免許証の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この支援事業の対象者は、運転免許証を自主返納した者であって次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 運転免許証の自主返納時に満年齢65歳以上の者

(支援事業)

第4条 町長は、対象者に対し、白鷹町デマンドタクシー回数券(以下「回数券」という。)を交付するものとする。ただし、白鷹町認知症高齢者運転免許証自主返納等支援事業タクシー利用助成券の交付を受けない者とする。

- 2 山形県公安委員会が発行する運転経歴証明書を提示した場合、デマンドタクシー料金500円を300円に割り引くものとする。
- 3 第1項及び前項に規定する支援は、本人に限り併用して利用できるものとする。

(申請)

第5条 回数券の交付を受けようとする者は、白鷹町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(別紙1)に山形県公安委員会が発行する申請による運転免許証の取消通知書(以下この条において「運転免許証取消通知書」という。)の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、運転免許証取消通知書に記載された取消日を起算日として1年以内に行わなければならない。

(交付等)

第6条 町長は、回数券の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を行った者(以下この条において「申出者」という。)が第3条及び第4条第1項ただし書きの規定に該当する者であると認めたときは、1回に限り回数券を申出者に交付するものとする。

2 回数券の額は、11,000円とする。

3 回数券の使用方法是、次の各号のとおりとする。

(1) 回数券を利用できる者は交付を受けた本人及び同一世帯の家族とする。

(2) 回数券の再交付は行わないものとする。

(禁止事項)

第7条 前条第1項の規定による交付を受けた者は、交付を受けた回数券を不正に使用し、若しくは他人に譲渡し、又は売買してはならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。